

令和元年度 「歳末たすけあい見舞金」について

栗東市社会福祉協議会では、皆様からお寄せいただきました「歳末たすけあい募金」の浄財を財源として新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるように歳末見舞金を支給いたします。該当すると思われる方は、下記内容をご確認のうえ、申請してください。

①対象世帯

- 経済的に困窮し、生活に困っておられる世帯で一定の収入基準（※1の額以下の世帯）
- 一緒に住んでいる全員を一世帯とします。

※1	世帯人員	対象基準額（生活保護基準額×1.2+家賃扶助分）
	1人	115,000円/月以下
	2人	166,000円/月以下
	3人	206,000円/月以下
	4人	237,000円/月以下
	5人	264,000円/月以下

- * 収入は、失業給付、傷病手当、児童手当、児童扶養手当等も含まれます。
9月分、10月分の収入の平均が対象基準額以下である必要があります。

- 在宅で生活されている方が対象となります。
○生活保護世帯および生活福祉資金ご利用の世帯は対象となりません。

②申請時に必要な書類等

- 下記の書類を提出してください。

- ① 申請書
- ② 令和元年9月分、10月分の世帯収入状況がわかる書類（※世帯全員分 例：年金振込通知書、給与明細書等）
- ③ 振込先通帳のコピー（振込口座を確認するために表紙・裏面をコピーしてください）※振込の場合のみ
- ④ 世帯全員の身分証明書のコピー（健康保険証など）
- ⑤ 児童扶養手当証書のコピー（お持ちの方のみ）

③申請ならび受付方法

- 申請書配布場所
 - ・栗東市社会福祉協議会事務局（なごやかセンター）
 - ・栗東市立老人福祉センター（やすらぎ・ゆうあい）
 - ・栗東市立学童保育所
 - ・栗東市社会福祉協議会ホームページ
 - ・栗東市役所 社会福祉課窓口、家庭児童相談室窓口

- 申請受付場所
 - ・栗東市社会福祉協議会事務局（なごやかセンター）
〒520-3015 栗東市安養寺190番地 総合福祉保健センター（なごやかセンター）

※申請書に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付して提出してください。（郵送の場合は、②～⑤のコピーを同封して提出してください）

※代理申請可。郵送可。（申請受付期間内消印有効）

※申請書等を審査の上、交付の決定をします。

④申請期間

令和元年11月1日（金）～11月15日（金） 8:30～17:15（土・日曜日、祝日を除く）

⑤交付額

交付額は募金の収集状況に応じて設定します。

⑥交付時期ならびに方法

- 口座振込希望の方・・・12月下旬頃指定の口座へ振込。（予定）
- 直接交付希望の方・・・決定通知書に記載の受取日に栗東市社会福祉協議会窓口までお越しください。

お問い合わせ

栗東市社会福祉協議会（滋賀県共同募金会栗東市共同募金委員会）

住所 〒520-3015 栗東市安養寺190番地（なごやかセンター）

電話 554-6105 FAX 554-6106

